

居宅介護支援契約書

ご利用者_____（以下「利用者」と言う）と
事業者居宅介護支援事業者PFCエーデルワイス（以下「事業者」と言う）は、
事業者が利用者に行う居宅介護支援について、次の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令、重要事項説明書及び本契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう担当する介護支援専門員によって、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、要介護認定有効期間満了日とします。
- 2 この契約は、利用者または事業者からの更新拒絶の申出がない限り自動更新されます。
- 3 利用者が施設サービス等を利用後の再利用に関しては、初回利用時の契約を継続できるものとします。

第3条（担当介護支援専門員）

- 1 事業者は、介護支援専門員に居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2 事業者が、担当する介護支援専門員を選任または変更する場合には利用者の状況とその意向に配慮して行います。事業者側の事情により担当する介護支援専門員を変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、介護支援専門員に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに必要な対応を講じます。
- 4 介護支援専門員は、常に身分証明証を携帯し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から提示を求められたときは、これを提示します。

第4条（居宅サービス計画の作成とその変更）

- 1 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するよう「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 2 介護支援専門員は、「居宅サービス計画（ケアプラン）」の原案に基づき、サービス利用票を作成し、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等を利用者又はその家族に説明します。利用者は、同意した場合には、サービス利

用票に署名か押印します。

3 利用者はいつでも居宅介護サービス計画の変更を申し出ることができます。その場合、介護支援専門員は、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

第5条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望した場合、必要に応じて利用者に介護保険施設等を紹介するなど適切な措置を講じます。

第6条（利用者負担金の変更等）

1 利用者負担金のうち関係法令に定められたものにつき、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改訂後の利用者負担金が適用されます。

2 事業者は、通常の事業実施地域以外の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができます。この場合、事業者は、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るものとします。

第7条（契約期間の例外と更新拒絶の方法）

1 契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 契約を更新拒絶する場合、利用者は、事業者に対し本契約終了日の1ヶ月前までに文書で通知します。

3 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、事業者は、他の業者の情報を提供するなど必要な措置をとります。

第8条（利用者の解約権）

1 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

2 利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合、利用者は直ちにこの契約を解約することができます。

第9条（利用者の解除権）

利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める居宅介護支援サービスを提供しない場合。
- 二 事業者が、守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不诚信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

第10条（支援事業者の解除権）

- 1 事業者は、居宅介護支援サービスの目的が達成できない等やむを得ない事情がある場合、1ヶ月以上の予告期間をつけて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 利用者又はその家族などが、事業者又はその従業員に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合等信頼関係が回復困難な程度に損なわれた場合、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、1項・2項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

第11条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合、この契約は終了します。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 利用者が病院や介護保険施設等に入院・入所し、ご自宅に戻る予定がない場合。
- 三 利用者の要介護状態区分が、自立または要支援とされた場合。
- 四 契約期間が満了し更新が拒絶された場合。
- 五 本契約に基づき適法に解約・解除された場合。

第12条（損害賠償）

事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

第13条（秘密保持・個人情報の利用）

- 1 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。
- 4 利用者は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意します。
- 5 利用者は、介護支援専門員が、必要な場合には、主治医・歯科医師の意見を求めることに同意します。

第14条（要望または苦情の申し出）

- 1 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情

の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第15条（記録の整備・閲覧）

- 1 事業者は、介護保険法令の規定に従って、記録を作成・保存します。
- 2 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。
ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第16条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

【居宅介護支援業務の実施方法等について】

1 居宅サービス計画の実施について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア. 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ. 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ. 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ. 事業者は居宅サービス計画の原案が、利用者の事情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、訪問入浴介護等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア. 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者に説明を行った後、同意を確認します。
 - イ. 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握・評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画書の変更を、この居宅支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更申請が円滑に行われるよう必要な協力をしています。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

以上の契約の証しとして本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

(ご利用者) 私は契約の説明を受け内容を理解しました。私はこの契約に定めるところに従い、各種のサービスを利用することを申し込みます。

住 所	〒
氏 名	(印)
電話番号	

(署名代行者及び扶養者) 私は下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。

私は利用者本人の契約意思を確認しました。

住 所	〒
氏 名	(続柄) (印)
電話番号	

(連帯保証人) 私は以下の契約内容について事業所から説明を受け連帯保証人の責任につき理解しました。

住 所	〒
氏 名	(続柄) (印)
電話番号	

(事業者) 当事業者は指定居宅介護支援事業者として、利用者の申込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所 在 地	〒996-0012 山形県新庄市大字本合海字福田界 1802 番地3
名 称	医療法人社団清明会 居宅介護支援事業所 PFCエーデルワイス
管 理 者	伊藤 まり (印)
電 話 番 号	0233-26-2685 FAX 0233-26-2687